

ブラザー事件報告

「酒井さん、結城さんから
学ばせていただいたこと」

弁護士 夏目武志

多くの方の支えのおかげでブラザー発明対価訴訟が最高裁で勝利的確定で決着した。詳細はHP等に出ているので、ここでは酒井さん、結城さんと共に挑んだ8年間を私の視点から振り返りたい。発明対価訴訟は弁護士にとっても珍しい裁判だ。この裁判を始めたとき、先の予想など全くつかなかった。持ち合わせていたのはお二人の熱い想いを何とか結実させたいという気持ちだけ。未知への挑戦だった。時間が足らず、新婚旅行の機内では裁判資料を読み漁った。当初、名古屋地裁では裁判所の反応は冷ややかだった。毎回の裁判の準備も苦勞の連続だった。コンビニのおにぎりをかじりながら深夜まで打合せを重ねた。裁判所



下段左から、酒井さん、結城さん。上段左から、事務局松田、弁護士夏目、弁護士加藤、事務局佐々木

の風向きが変わったのは東京地裁に移送されてから。とにかく全ての道のりが道なき道の開拓だった。打合せはガチンコファイト。熱血漢の結城さんと私はお互いに「この分からず屋！」と思いがらしよつちゅう激しい議論でぶつかり合った。間に入った酒井さんは「一体どっちの味方なんですか!」と言われながらあつちへフラフラこつちへフラフラでも絶対勝つという目的の共有があればこそその真剣勝負だった。だから根底では揺るぎない信頼関係で結ばれていた。途中からは各自の持ち味を生かした役割分担が確立。チームで最大の力を発揮できる形に進化できた。

お二人と関わって学ばせていただいたこと。それはどうせ無理といって簡単にあきらめないこと。発明にかける情熱や想い、そのひたむきな姿勢。新しいことに挑むとき、周りの反対や失敗など諸々の壁にぶつかると。そのときに必ずやりたいという強い気持ちと粘りこそが「だったらこうしよう」と創意工夫を生み出すのだ。経済情勢は厳しさを増し、誰もが今を生き抜くのに必死だ。企業も独自の存在価値を打ち出すことがますます重要になる中、その鍵を握るのはやはり「人」だ。没个性的な横並びなんてつまらない。元来人は誰もが違った個性を持った特別な存在だ。社会でも、特別だと必要とされ、同じだと値切られる。発明者に限らず、人を大切に、一人一人の持つ潜在的な可能性を開花させる風土や人が共に育つ気風を企業内に確立することが重要だ。私は職務発明もこうした観点から位置づけられる問題の1つと捉えている。酒井さんと結城さんの熱い生き様は、閉塞感の漂いがちな日本の中で、明るい未来を切り拓いていくための私たちのあり方について、大切なヒントを教えてください。

弱きを助け、強きを挫く

酒井隆司

「裁判をやる」と決めたのは、2003年の6月頃だったと記憶しています。その前の年の2002年くらいから日亜化学、味の素、日立などを相手取った発明対価訴訟事件が大きく報道され、またちょうどその頃ブラザーが競合他社から巨額の特許料を獲得したという情報を耳にし、「我々の発明もいけるんじゃないか?」と直感したからです。

しかし裁判となると弁護士に頼まなければなりませんから、先ずはその弁護士探しから始まりました。名古屋市内で弁理士資格も併せ持つような弁護士を訪ねたり、丸の内にある大手の法律事務所にも行きましたが、相手方がブラザーだと知ると「これをあげるからよく読んで検討してみたらどうですか」と判例のコピーを渡され、体よく断られました。そんな中、中学時代の友人から「知財事件に熱心な弁護士事務所があるよ」と紹介されたのが、名古屋第一法律事務所でした。その時に応対していただいた夏目先生は、私の説明を1時間くらい聞いてから、「分かりました、やりましょう」と1つ返事で請けてくださったのです。2003年のまだ残暑が厳しい9月頃だったと思います。

ますが、その時から第一法律さんとの8年にも及ぶ付き合いが始まりました。

この長い裁判を最後まで戦い抜くことができたのは、代理人と依頼人という関係を超えた「最強のプロジェクトチーム」を結成できたからだと思っています。

加藤先生は、肝心どころでは必ずそばに居て、心強い監督兼応援団長として我々を引っ張ってくれました。夏目先生とは夜遅くまで徹底的に議論しました。GWの連休を全て費やして合宿をしたり、徹夜となつて始発電車で帰ったこともありです。私たちからすれば正に「戦友」という感覚がびつたりです。事務の佐々木さんと松田さんには、大量の資料の整理や作成をしていただき、しかもいつも納期ギリギリで迷惑をかけていました。それにも係らず、いつも丁寧に親切に接していただきました。また、他の先生やスタッフの皆さんからも「頑張ってますねえ」などと気さくに声をかけられ、励ましていただきました。第一法律の皆様の御陰で最後まで戦い抜くことができました。どうかこれからも「弱きを助け、強きを挫く」法律の専門家集団であり続けてください。

真実の灯り

結城英治

発明対価裁判には賛否両論があります。一つは、知的財産は産業振興の要なのだからそれを生み出す活動を刺激し下支えるためにも発明者に十分な報償が与えられるべきだという論と、もう一つは企業の業績は多種多様な活動や努力によるもので特定の発明(者)にだけ一定以上の報酬が与えられるべきではないという論。

しかし、今回の裁判の核心は別のところにあります。発明をした6人は、熱血漢であるけれども皆お人よしでした。何も望まない、何も求めない、ただ会社が潤い従業員の生活が豊かになっていい仕事ができればそれでいいとも思ってきました。だから、他の者が発明者を名乗って社内外でうまくやっていくのを見過ごしてきました。しかしそれは限度を超えた。声を出さなければいけないところまで行ってし

まった。

ですので、裁判でもっとも注力したのは、会社がその発明技術を使って製品を作り、その技術の特徴を生かして市場で優位に商売をしてきたことと、何よりもその発明に対して自分らが決定的な関与をしているという事実を明らかにすることでした。そして、加藤先生・夏目先生のご尽力により、この事実がはっきりと証明され、やがて真実の灯りとなって煌々と法廷を照らすようになり、会社が主張していた真逆の話は全て消え去っていきました。

されど現従業員の立場で戦った代償は大きい。これからは、失ったものをもう一度拾い集め、壊れたものをこつこつ直していきたい、裁判と同じ歳月がかかるかも知れないけど。